

議案第53号

大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月2日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市企業誘致条例の一部を改正する条例
大田原市企業誘致条例（平成16年条例第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（目的） 第1条 この条例は、<u>市への優良企業の誘致及び市内立地企業の振興を推進するため、必要な優遇措置を講ずることにより、地域経済の活性化、産業の振興及び雇用の拡大を図り、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。</u></p> <p>（定義） 第2条 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 工業団地 野崎工業団地、野崎第二工業団地、中田原工業団地及び品川台工業団地をいう。<u></u></p> <p>(2) 農工団地 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）<u>第5条第2項第1号に規</u></p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、<u>大田原市への優良企業等の誘致及び市内立地企業の振興を推進するため、必要な優遇措置を講ずることにより、地域経済の活性化、産業の振興及び雇用の拡大を図り、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。</u></p> <p>（定義） 第2条 この条例において<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 工業団地 野崎工業団地、野崎第二工業団地、中田原工業団地及び品川台工業団地<u></u></p> <p>(2) 農工団地 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）<u>第5条の規定により定め</u></p>

定する産業導入地区のうち古久根前団地、高蕨団地、五輪平団地及び大野室団地をいう。

(3) 用途地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。

(4) 工場適地 用途地域のうち工業専用地域、工業地域及び準工業地域又は市長が特に認めた地域をいう。

(5) 企業 物品の製造、加工、修理及び研究開発並びにサービスの提供を主たる目的とする法人をいう。

(6) 事業所 企業がその事業活動のために設置する施設をいう。

(削る)

(優遇措置)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、土地又は建物を取得し、若しくは賃借して事業所を新設し、又は増設する企業に対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。

(削る)

(削る)

(1) 企業立地奨励金

(2) (略)

2 (略)

(指定申請等)

第4条 (略)

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査するとともに必要な調査を行い、適当と認めるときは、指定事業

られた産業導入地区のうち古久根前団地、高蕨団地、五輪平団地及び大野室団地_____

(3) 用途地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により定められた大田原都市計画の用途地域

(4) 工場適地 用途地域のうち、工業専用地域、工業地域及び準工業地域又は市長が特に認めた地域_____

(5) 企業等 物品の製造、加工、修理及び研究開発並びにサービスの提供を主たる目的とする法人又は個人

(6) 事業所 企業等がその事業活動のために設置する施設_____

(7) 事業者 事業所の経営者又は代表者

(優遇措置)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、土地又は建物を取得若しくは賃借し事業所を新設し、又は増設する事業者に対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。

(1) 医療産業等立地奨励金

(2) 福祉産業等立地奨励金

(3) 企業等立地奨励金

(4) (略)

2 (略)

(指定申請等)

第4条 (略)

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査するとともに必要な調査を行い、適当と認めるときは、指定事業

者として指定するものとする。この場合において、指定は1企業につき1回限りとする。

3 (略)

(譲渡又は担保の禁止)

第5条 指定事業者は、この条例に基づく権利を他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(報告、立入調査等)

第6条 (略)

(指定の取消し)

第7条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができる。

(1)~(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。
(地位の承継)

第9条 _____指定事業者に異動が生じた場合、その権利及び義務を承継する者は、市長に承継の承認を申請しなければならない。

2 (略)

別表 (第3条関係)

区分	交付の要件	交付の期間及び額
(削る)		

者として指定するものとする。この場合において、指定は1事業者につき1回限りとする。

3 (略)

(譲渡又は担保の禁止)

第5条 指定事業者は、この条例に基づく権利を他に譲渡し、又は担保にしてはならない。

(報告及び立入調査等)

第6条 (略)

(指定の取消し)

第7条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができる。

(1)~(4) (略)

(5) その他市長が不相当と認めたとき。
(地位の承継)

第9条 第4条第2項の規定による指定事業者に異動が生じた場合、その権利及び義務を承継する者は、市長に承継の承認を申請しなければならない。

2 (略)

別表 (第3条関係)

区分	交付の要件	交付の期間及び額
医療産業等立地奨励金	次の各号の全てに該当すること。 (1) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> (昭和35年法律第145号) 第2条第1項に規定する医薬品、第2	事業を開始した年の翌年度 (ただし、翌年度に事業所の新設に係る固定資産税が、賦課さ

	<p>項に規定する医薬部外品、第3項に規定する化粧品及び第4項に規定する医療用具の製造等に係る企業等又は健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第6項に規定する特別用途食品の製造等に係る企業等であること。</p> <p>(2) 工業団地、農工団地又は工場適地に5,000㎡以上の土地を新たに取得又は賃借していること。</p> <p>(3) 工業団地、農工団地又は工場適地に1,000㎡以上の事業所を新たに設置又は賃借していること。</p> <p>(4) 土地を新たに取得又は賃貸借契約締結後5年以内に事業活動を開始していること。</p> <p>(5) 常時雇用している従業員が10人以上であること。</p>	<p>れない場合は翌々年度）から5年間に限り、毎年度交付するものとする。奨励金の額は、事業所の新設に係る固定資産税相当額の10分の10以内の金額とし、1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>
(削る)	<p>福祉産業等立地奨励金</p> <p>次の各号の全てに該当すること。</p> <p>(1) 福祉機器製造等に係る企業等であること。</p> <p>(2) 工業団地、農工団地又は工場適地に1,000㎡以上の土地を新たに取得又は賃借していること。</p>	<p>事業を開始した年度の翌年度（ただし、翌年度に事業所の新設に係る固定資産税が、賦課されない場合は翌々</p>

				<p>(3) <u>工業団地、農工団地又は工場適地に500㎡以上の事業所を新たに設置又は賃借していること。</u></p> <p>(4) <u>土地を新たに取得又は賃貸借契約締結後5年以内に事業活動を開始していること。</u></p> <p>(5) <u>常時雇用している従業員が5人以上であること。</u></p>	<p>年度) から5年間に限り、毎年度交付するものとする。<u>。奨励金の額は、事業所の新設に係る固定資産税相当額の10分の10以内の金額とし、1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</u></p>
<p><u>企業立地奨励金</u></p>	<p>次の各号の全てに該当すること。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理に係る事業を除き、市長が認める<u>企業</u>であること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>事業を開始した年の翌年度（_____翌年度に事業所の新設に係る固定資産税が賦課されない場合は、<u>翌々年度</u>）から5年間に限り、毎年度交付するものとする。<u>。奨励金の額は、事業所の新設に係る固定資産税相当</u></p>	<p><u>企業等立地奨励金</u></p>	<p>次の各号の全てに該当すること。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理に係る事業を除き、市長が認める<u>企業等</u>であること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>事業を開始した年の翌年度（<u>ただし、翌年度に事業所の新設に係る固定資産税が、賦課されない場合は翌々年度</u>）から5年間に限り、毎年度交付するものとする。<u>。奨励金の額は、事業所の新設に係る固定資産税相当</u></p>

		<p>額の5分の4以内の金額とする。__</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>			<p>額の5分の4以内の金額とする。ただし、本社機能又は研究開発機能を有する事業者にあつては10分の10以内の金額とする。奨励金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。__</p>
ホテル等立地奨励金	<p>次の各号の全てに該当すること。</p> <p>(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る企業であること。</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する企業でないこと。</p>	<p>事業を開始した年の翌年度（__）翌年度に事業所の新設又は増設に係る固定資産税が賦課されない場合は、翌々年度）から5年間に限り、毎年度交付するものとする。奨励金の額は、事業所の新設又は増設に係</p>	ホテル等立地奨励金	<p>次の各号の全てに該当すること。</p> <p>(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業に係る企業等であること。</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと、及び当該暴力団又は当該暴力団員と密接な関係を有する企業等でないこと。</p>	<p>事業を開始した年の翌年度（ただし、__）翌年度に事業所の新設又は増設に係る固定資産税が、賦課されない場合は翌々年度）から5年間に限り、毎年度交付するものとする。奨励金の額は、事業所の新設又は増設に係</p>

	<p>(3) 次に掲げる要件を満たす<u>旅館・ホテル</u>（<u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u>（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設を除く。）を新設し、又は増設していること。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 増設 市内で10年以上<u>旅館・ホテル</u>営業をしている<u>企業</u>であって、客室を10室以上増設し、増設後の客室が30室以上であること。</p> <p>(4) <u>土地</u>を新たに取得又は賃貸借契約締結後5年以内に事業活動を開始していること。</p> <p>(5) （略）</p>	<p>る固定資産税相当額の<u>5分の4以内</u>の金額とする（増設の場合の固定資産税相当額は、土地にあっては、増設のために新たに取得した土地、家屋にあっては、増設した部分、償却資産にあっては、増設した年度と同一年度において、増設に伴い取得したものに係るものとする。）。</p>		<p>(3) 次に掲げる要件を満たす<u>ホテル</u>又は<u>旅館</u>（<u>風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律</u>（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設を除く。）を新設し、又は増設していること。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 増設 市内で10年以上<u>ホテル</u>営業又は<u>旅館</u>営業をしている<u>企業等</u>であって、客室を10室以上増設し、増設後の客室が30室以上であること。</p> <p>（新設）</p> <p>(4) （略）</p>	<p>る固定資産税相当額の<u>10分の10以内</u>の金額とし、<u>1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。ただし</u>、増設の場合の固定資産税相当額は、土地にあっては、増設のために新たに取得した土地、家屋にあっては、増設した部分、償却資産にあっては、増設した年度と同一年度において、増設に伴い取得したものに係るものとする。</p>
<p>備考 <u>奨励金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</u></p>		<p>（新設）</p>			

附 則
（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大田原市企業誘致条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に奨励金交付対象指定事業者として指定する企業について適用し、施行日前に奨励金交付対象指定事業者として指定した企業については、なお従前の例による。